

資料2 1参考【前回会議資料（H31.02.06）】

南房総市との連携（合同会議設置、合同計画策定等）について

1. これまでの経緯

- ・平成30年10月12日：南房総市から館山市に対し、生活圏を共にする2市が合同で計画を策定し、公共交通網を一体的に再編することで、公共交通の利便性や効率性が向上すると考えられるため合同の地域公共交通会議開催及び広域的な計画策定を行いたい旨の申し入れがなされる。
- ・平成30年11月9日：館山市から南房総市に対し、会議の合同設置や計画の合同策定について同意する旨を回答。

現在は、担当者レベルの打合せや、国・県の職員も交えた打合せを実施しているところ。

2. 南房総市との合同会議・合同計画策定の検討を行う目的

- ・隣接する2市が生活圏に合わせた公共交通のあり方について、効率的に議論を行い、より持続可能性の高いネットワークにするため。

3. 具体的な取組について

合同の地域公共交通会議開催

- ・各市の地域公共交通会議とは別に、2市合同の地域公共交通会議を立ち上げ、2市にまたがる広域的な案件や課題等について協議する場を設ける。

会議設置のイメージは、下記「4」をご参照ください。

【メリット】

- ・2市に關係する課題やテーマについて、効率的な議論が可能となる。

現状、ほとんどの路線バスや鉄道が2市にまたがって走っており、加えて生活圏を共にすることから、会議合同化の効果は高いと考えている。

合同の公共交通に関する計画（広域版）策定

- ・各市の地域公共交通網形成計画のほかに、2市にまたがるバス路線の再編等について合同の広域計画を策定する。

【メリット】

- ・走行エリアが2市（以上）にまたがり、幹線の役割を果たすバス路線等について、2市の意向を共通化・明確化し、維持や再編の議論ができるようになる。
- ・ピンポイントでない、より面的な視点での議論が行いやすくなる。
- ・定住自立圏構想制度（下記参照）を活用し、有利な財源の確保等について両市で検討しているところだが、公共交通についても構想のメニューに位置づけられるため、その基礎となる広域計画の策定が可能になる。

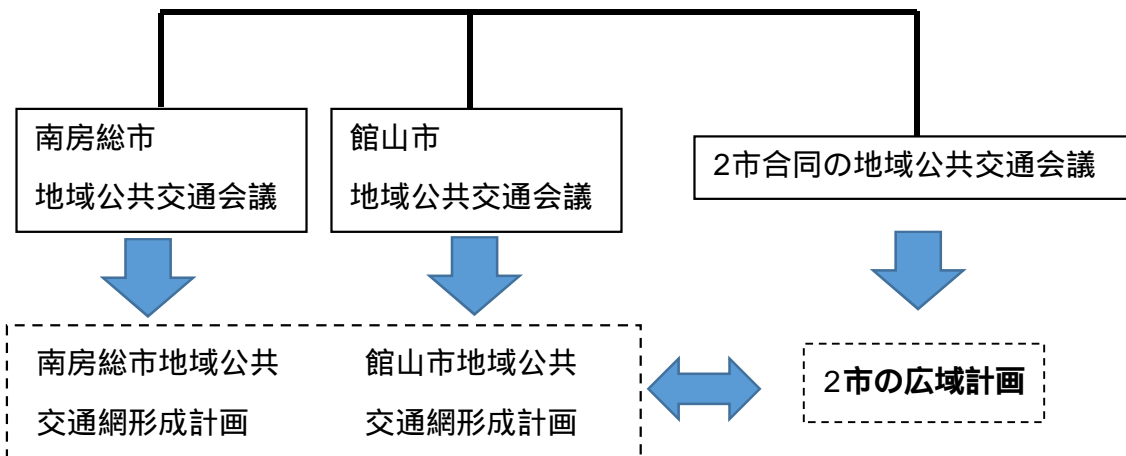
資料2 1参考【前回会議資料（H31.02.06）】

南房総市との連携（合同会議設置、合同計画策定等）について

4. 定住自立圏構想制度の活用について

- ・定住自立圏とは、「人口5万人程度以上」や「昼間人口が夜間人口よりも多い」等の条件を満たす「中心市」と、中心市に隣接し、住民生活等について密接な関係を持つ近隣市町村が協定を締結し、形成される圏域のこと。
中心市は、協定締結の前に「中心市宣言」を行う必要がある。
- ・定住自立圏構想は、中心市（都市集積機能）と近隣市町村（自然環境が保全されている状態や農漁業の機能等）が相互に役割分担し、圏域全体で必要な生活機能等を確保することで、地方圏においても安心して暮らせる環境を創出し、大都市圏への人口流出を防ぐ狙いがある。
- ・協定を締結した市町村とは、生活機能強化（医療、教育等）や結びつき・ネットワークの強化（地域公共交通、交通インフラ、域外との交流・移住促進等）、圏域マネジメント能力の強化（職員の交流や人材育成等）を行い、定住自立圏全体の活性化を図ることになる。
- ・千葉県内で中心市の要件を満たすのは、館山市と旭市で、旭市は既に定住自立圏構想に取り組んでいる。
- ・平成30年10月1日現在、中心市宣言を終えた自治体数は全国で134あり、うち123の圏域で協定締結済み、そのうち119の圏域で、地域公共交通に取り組むとされている。
別紙資料（総務省作成）もあわせてご覧ください。

5. 今後の会議や計画の形態（案：変更になる可能性もあります）



- ・各市の公共交通会議は残し、両市の会議から合同の会議に出席する委員を選定する。
 - ・それぞれの市に固有の課題等（例：富山地区のコミュニティバスについて）は、各市の会議で審議する。
2市にまたがる広域的な案件は、合同の会議で審議する。
- 計画についても、それぞれの公共交通網形成計画は残し、その上に、広域的計画（定住自立圏構想や路線再編の内容を含む）を策定する。

6. 今後の予定（案）

- ・平成31年度中：館山市地域公共交通網形成計画策定
- ・平成31年度中：南房総市地域公共交通網形成計画（修正版）策定
いずれも、2020年度から計画期間がスタート
- ・平成31年度中：合同会議設置
- ・2020年度～：2市の広域計画策定、合同会議の開催